

全国担い手経営展開支援事業のうち  
担い手経営展開支援リース事業（拡充）

【平成20年度概算決定額：696,537（373,930）千円】

対策のポイント

農業経営改善計画に即して経営改善を行う認定農業者、地域計画を踏まえた形で経営規模の拡大等に取り組む農業者、さらに、規模拡大等による経営の改善に取り組む集落営農組織に対して、リース方式での農業機械・施設の導入への支援を行います。

（リースによる機械等の導入について）

リースによる機械・施設導入は、自己資金、担保や保証（人）の制約が少なく、機械・施設の導入の初期投資負担を低減できます。また、毎年の経費としてリース料が計上されるため、コスト管理が明確になるというメリットもあります。

政策目標

担い手の育成・確保

＜平成18年＞	＜農業構造の展望（平成27年）＞
認定農業者 約23万	→ 効率的かつ安定的な家族農業経営 33万～37万
集落営農 約1万2千	→ 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

＜内容＞

経営規模の拡大等により農業経営の改善に取り組む認定農業者や集落営農組織等の担い手を支援するため、以下のような取組に必要な**機械・施設のリース料の一部助成**を実施します。

- ① 認定農業者等による農業経営改善計画の達成に向けた取組（認定農業者等支援型）
- ② 地域内農地の集積を行う農業者による農地の有効活用や作業の共同化に向けた取組（地域貢献農業者支援特別型）
- ③ 集落営農組織による経営規模の拡大、新規作物の導入等の経営内容の改善に向けた取組（地域貢献農業者支援特別型のうち集落営農緊急支援タイプ）[新規]

【事業実施主体：民間団体】

【補助率：定 額】

【事業実施期間：平成17年度～平成21年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]

## 担い手経営展開支援リース事業のうち 集落営農緊急支援タイプ（新規）

【平成20年度概算決定額：696,537（373,930）千円の内数】

### 対策のポイント

集落営農組織が、農作業の共同化や省力化等により経営内容の改善を図るために必要な機械・施設のリース料を助成します。

### （リースによる機械等の導入について）

リースによる機械・施設導入は、自己資金、担保や保証（人）の制約が少なく、機械・施設の導入の初期投資負担を低減できます。また、毎年の経費としてリース料が計上されるため、コスト管理が明確になるというメリットもあります。

### 政策目標

#### 担い手の育成・確保

<平成18年>

<農業構造の展望（平成27年）>

集落営農 約1万2千→ 効率的かつ安定的な集落営農経営 2万～4万

### <内容>

集落営農組織が、経営規模の拡大、新規作物の導入等の経営内容の改善を図るために、生産コストや初期投資の負担を低減する手段として、リース方式により農作業の共同化や省力化等に必要な機械・施設を導入する場合に、リース料の一部を助成します。

- ・対象者： 地域貢献計画を市町村等と共同で策定し、10ha以上（又は地域内農用地の2/3以上）の農地集積を行うとともに、収入又は所得の向上に向けて経営内容の改善に取り組むなど、一定の要件を満たす集落営農組織
- ・助成内容：リース料の1/2以内を助成

【事業実施主体：民間団体】

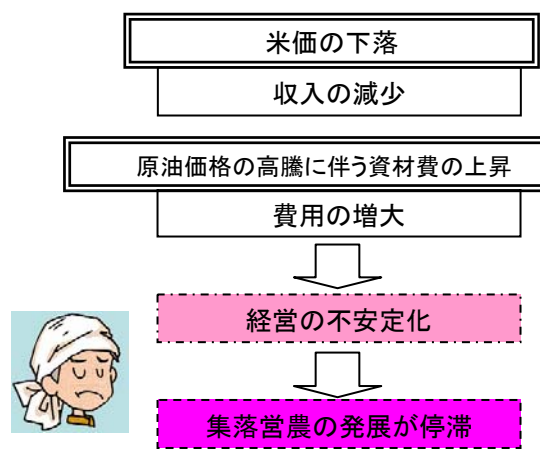
【補助率：定額】

【事業実施期間：平成20年度～平成21年度】

[担当課：経営局経営政策課（03-6744-2144（直））]

# 担い手経営展開支援リース事業のうち集落営農緊急支援タイプ

## 集落営農の現状



このままでは…

- <集落営農崩壊のおそれ>
- 集落農業が継続できない
  - 耕作放棄地の増加
  - 集落社会の衰退

経営内容の改善

リース事業の活用

- <取組の実施例>
- 集落営農の組織化による農作業の共同化
  - 機械・施設の効率的利用による農作業の省力化
- ↓
- 経営規模の拡大
  - 新規作物・新品種、新技術の導入
  - 経営の多角化(加工・販売等)
- 等
- 

## 事業の概要

### リース方式のメリット

- 毎年定額払いのため、初期投資額の負担軽減
- 融資と異なり、担保、保証に制約されない
- 支払リース料を経費に計上し、集落営農組織のコスト管理を明確化



### 仕組み

